

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

R6 竹田市スマート窓口セミセルフ式キャッシュレス決済対応 POS レジ等導入業務について、公募型プロポーザルにより業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年7月18日

竹田市長 土居昌弘

1 目的

本業務は、竹田市（以下「発注者」という。）が、窓口におけるキャッシュレス支払いを可能にするため、セミセルフ式キャッシュレス決済対応 POS レジ（以下「キャッシュレスレジ」という。）を導入することで、住民サービスの利便性と快適性の向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

（１）R6 竹田市スマート窓口セミセルフ式キャッシュレス決済対応 POS レジ等導入業務

（２）導入場所

別添仕様書のとおり

（３）履行期間

契約締結の翌日から令和7年2月28日まで

（４）業務内容

別添仕様書のとおり

（５）提案上限額

本業務の提案上限額は、金23,754千円

3 プロポーザルへの参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の参加資格要件を全て満たす者とする。

（１）法人に関すること

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 竹田市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成17年竹田市告示第100号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

カ 提案上限額の範囲内で業務が遂行できること。

キ 経営者等（事業主又は法人の役員、支配人若しくはその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職者を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

ケ 参加表明書等の提出期限までに、竹田市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成22年告示第116号）に規定する竹田市競争入札参加資格者名簿に登録する法人であること。

4 参加手続等

本プロポーザルに参加を希望する者は、令和6年8月1日（木）17時までに参加表明書【様式第1号】を電子メールで提出すること。参加表明書は、持参又は郵送でも受け付けるものとするが、郵送の場合、受付期間内必着とする。

（1）提出先

事務局（竹田市役所本庁舎1階情報推進課DX推進係）

（2）受付期間

令和6年7月19日（金）9時から令和6年8月1日（木）17時まで。

※郵送の場合、受付期間内必着とし、受付日は事務局が受領した日とする。なお、提出の際は、封筒等の表面に「参加表明書在中」と朱書きすること。

（3）参加表明書には、次の事項が記載された書面を添付すること。

ア 会社概要及び本業務の実施体制【任意様式】

イ 業務実績【様式第2号】

ウ 見積書【様式第3号】

提案に係る見積金額総額及び明細（消費税及び地方消費税を含んだ金額及び構築、保守費用や職員向け研修の実施等に係る費用など）が分かるように記載すること。

エ 事業費積算内訳書【任意様式】

（4）資格審査（プロポーザル参加可否通知）

参加表明書（添付書類を含む。）を提出し、参加資格要件を満たすと判定された者には、事務局から企画提案会（プレゼンテーション）の日時等を令和6年8月2日（金）（予

定)に電子メールで通知する。なお、参加資格要件を満たす事業者が3者を超えた場合は、プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において実績等による書類審査を行い、3者を選定します。

5 日程

日程は、次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。期間等が変更となった場合は、その都度、下表のスケジュールを更新する。

公告	令和6年7月18日(木)
質問の受付	令和6年7月19日(金)～7月25日(木)12時
質問に対する回答	令和6年7月30日(火)17時
参加表明書の受付	令和6年7月19日(金)～8月1日(木)17時
企画提案書等の受付	令和6年8月2日(金)～8月16日(金)17時
企画提案会(プレゼンテーション)	令和6年8月19日(月)
プロポーザル結果の通知・公表	令和6年8月20日(火)
契約締結	令和6年8月下旬

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答方法は、次のとおりとする。なお、審査及び評価に関する質問及び回答に対する再質問は、一切受け付けない。

(1) 受付期間

令和6年7月19日(金)9時から令和6年7月25日(木)12時まで。また、提出期日については、受付期間内必着とする。

(2) 質問方法

質問書【様式第4号】を電子メールで事務局へ提出すること。質問書の受信を確認した後、受け付けた旨のメールを返信する。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

(3) 回答

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せた上、令和6年7月30日(火)(予定)までに市公式ホームページに掲載する。

(4) その他

質問に対する回答事項は、本要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱うものとする。

7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類及び提出方法

企画提案書（A 4・タテヨコ様式任意）を電子メールで事務局へ提出すること。
（工程表を含む。）

※データはPDF形式またはパワーポイント形式とし、データ容量は全体で10MB以内とする。容量を超える場合は別途連絡のこと。

(2) 受付期間

令和6年8月2日（金）9時から令和6年8月16日（金）17時まで。

(3) その他

ア 企画提案書の内容は、仕様書を熟読した上で提案者が責任を持って必ず履行できるものとする。

イ 仕様書は必要最低限の要件を定めたものであるが、仕様書の内容を満たす代替案は認めるものとする。

ウ 仕様書に記載のない事項であっても、独自の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合及び業務を行う上で、発注者にメリットがあると思われる業務においては、積極的に提案すること。ただし、これに係る経費は、提出する見積額に含むものとする。

エ 企画提案書は、原則として文字サイズを12ポイント以上とする。ただし、グラフや図表等の文字についてはこの限りでない。

オ 企画提案書を受領した場合は、受領した旨を事務局から電子メールで通知する。

8 提出書類の取扱い

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の再提出、追加及び変更をすることは一切認めないものとする。ただし、誤字脱字程度の軽微な修正については、事務局担当者へ事前に連絡をした上で修正できるものとする。

イ 提出書類は返却しないものとする。

ウ 提出書類は、本プロポーザルによる受注者選定のみに使用するが、竹田市情報公開条例（平成17年竹田市条例第13号）に基づき、公文書の開示請求がされた場合は、一部又は全部について公開する場合がある。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とし審査の対象としないものとする。

ア 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

イ 見積額が本業務の提案上限額を超えている場合

ウ 虚偽の内容が記載されている場合

エ 参加申込時の提出書類及び企画提案書の作成留意事項、提出方法に適合していない場合

オ 本プロポーザルに関して審査委員会の委員と接触を行った者、又は審査の公平性を害する行為がある場合

カ 提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合

キ POSレジ等機器調達がサブスクリプション方式となっている場合

ク キャッシュレスの読み取り機等を備えておらず、キャッシュレスに対応できない場合

ケ その他、本要領において規定した条件を満たしていない場合

(3) 費用負担

本手続に伴い事業者に係る費用の一切は事業者の負担とする。

9 プロポーザルの辞退

参加申込時の提出書類を提出した者が本プロポーザルを辞退する場合は、令和6年8月16日（金）12時までに事務局へ辞退届【様式第5号】を提出すること。なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けることはない。

10 企画提案会（プレゼンテーション）

(1) 日時

令和6年8月19日（月）13時から17時のうち指定する時間

(2) 場所

竹田市役所本庁舎2階庁議室

※状況によっては、リモートでの実施とすることがある。リモートでの実施となった場合は、別途通知する。

(3) その他

プレゼンテーションの際には導入する実機（同じ機能を備えたもの、ディスプレイの大きさが同じもの）での実演を求める。